

参考資料

各県ブロックごとの首長との意見交換会資料・抜粋

1. 三重県南伊勢町……………2
2. 三重県津市……………6
3. 三重県御浜町……………8
4. 静岡県沼津市……………10
5. 静岡県吉田町……………13
6. 静岡県焼津市……………15
7. 静岡県袋井市……………17
8. 愛知県田原市……………19
9. 愛知県豊橋市……………21
10. 愛知県西尾市……………25
11. 愛知県南知多町……………27

東北の事例

12. 宮城県の災害危険区域……………29
13. 東日本大震災復興特別法による農地転用許可みなしの事例……………34

地震・津波災害に強い南伊勢町づくり

南伊勢町長
小山巧

三重県南伊勢町五ヶ所湾

(4) 体力の維持向上

日常的に歩く生活を楽しむ
体力UPは介護予防と防災対策

はつらつ健脚運動(ゴムバンド体操)

かがやき教室(介護予防教室)

◎23年度から、月2回の下肢筋力強化運動(ゴムバンド体操)と、介護予防・防災をセットにした講習会を実施、半年毎に介護予防効果測定

◎運動習慣、心の健康、運動能力、日常生活動作が維持・改善

◎結果を踏まえ24年度、指導者研修実施、25年度から指導者研修を受けた町職員により、各地区でゴムバンド体操を推進



ゴムバンド体操



かがやき教室

結果のまとめ

日常生活動作が維持・改善

連続歩行・・・1時間以上の方が増えた

連続走行・・・不可能な方が減り、
走行可能な方が増えた

飛べる幅・・・不可能な方が減り、
50cm飛べる方が増えた

階段の昇り・・・楽に昇れる方が増えた

満足度が高くなった

このような結果を踏まえて

平成24年度 保健師及び防災課職員で指導者研修

平成25年度 職員により各地区に個別指導開始

(5) 観光協会との取組み

◎各宿泊施設が避難経路図を作成

◎釣り客等の海上からの避難時間の確認及び避難訓練

津波一次避難場所！！
徒歩の場合

HIROYAに宿泊中に地震が起きたら・・・
溝口宅上 へ徒歩で逃げましょう！！

●溝口宅上までの経路●

① 横断歩道を渡り、50m直進
② 国道の反対側へ渡る
③ 左手の坂道を上る
④ 林道の階段を上る
⑤ 避難場所到着

HIROYAから徒歩で約5分で
溝口宅に着きます。
慌てずに避難しましょう！



地震・津波災害に強いまちづくりに関する意見交換会

津波防災への取組状況について

平成25年8月2日(金)

三重県津市

9 平成25年度防災対策事業の特色ある取組②

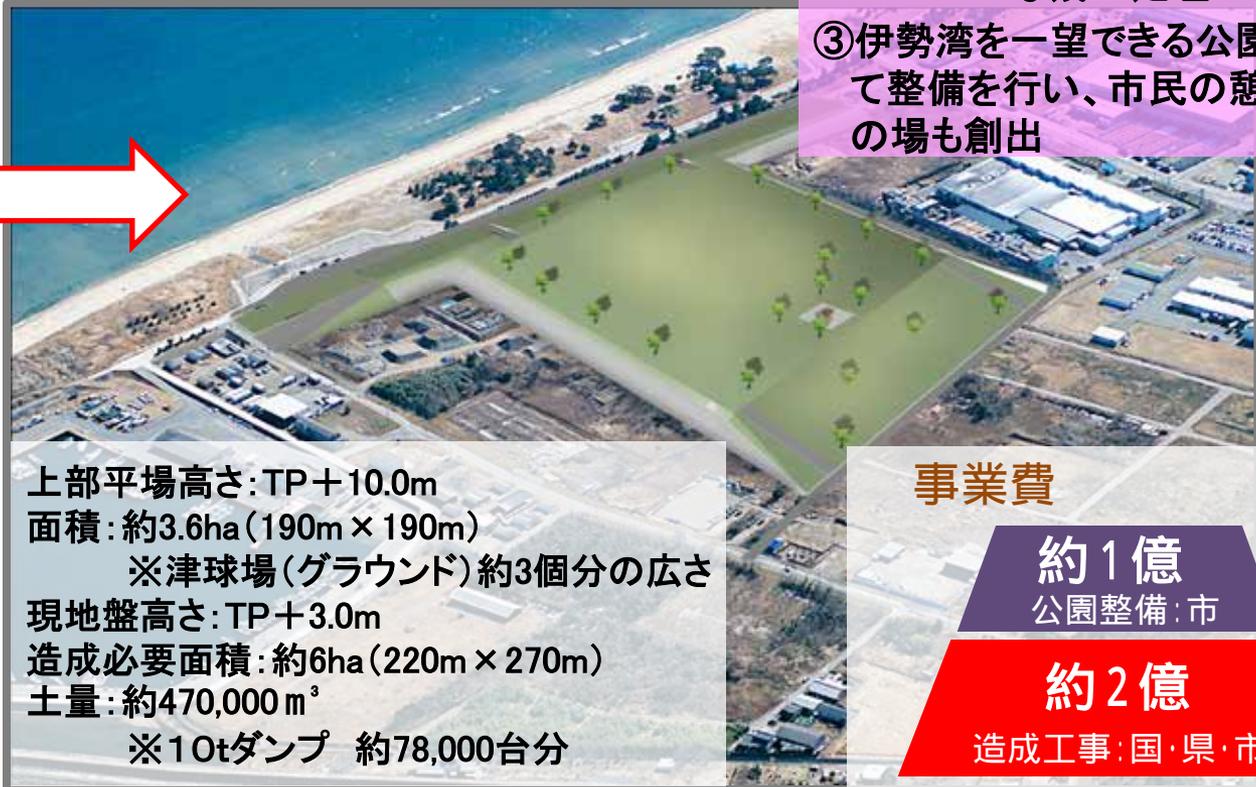
津波緊急避難場所として(仮称)香良洲高台防災公園を整備

津波からの避難に活用ができる公共施設や民間施設が存在しない地域住民の安全の確保と不安の解消のため、高台を造成。

- ①約20,000人(車約2,000台)規模の避難が可能
- ②河川しゅんせつ土などを利用するための建設コスト低減、スムーズな残土処理
- ③伊勢湾を一望できる公園として整備を行い、市民の憩いの場も創出



- 避難所+津波避難ビル
- 避難所
- 津波避難ビル



上部平場高さ: TP+10.0m
 面積: 約3.6ha (190m × 190m)
 ※津球場(グラウンド)約3個分の広さ
 現地盤高さ: TP+3.0m
 造成必要面積: 約6ha (220m × 270m)
 土量: 約470,000 m³
 ※10tダンプ 約78,000台分

事業費

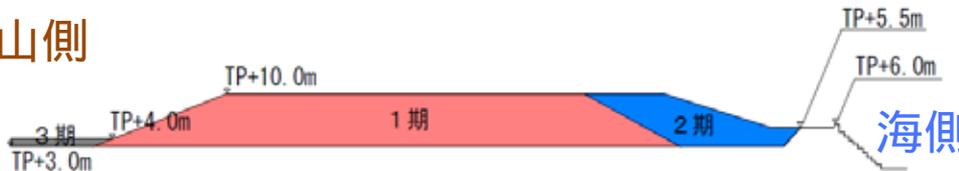
約1億
公園整備:市

約2億

造成工事:国・県・市

公共事業の推進に伴う排出土の処理が必要
 マッチング
 高台造成に要する大量の土が必要

山側



- 第1期 : H24 ~ 28年度
- 第2期 : H29 ~ 31年度
- 第3期 : H32 ~ 33年度

国土交通省・三重県津建設事務所の協力のもと、河川しゅんせつ土や道路建設・治山・砂防事業による排出土も有効利用し、高台造成事業に取り組む

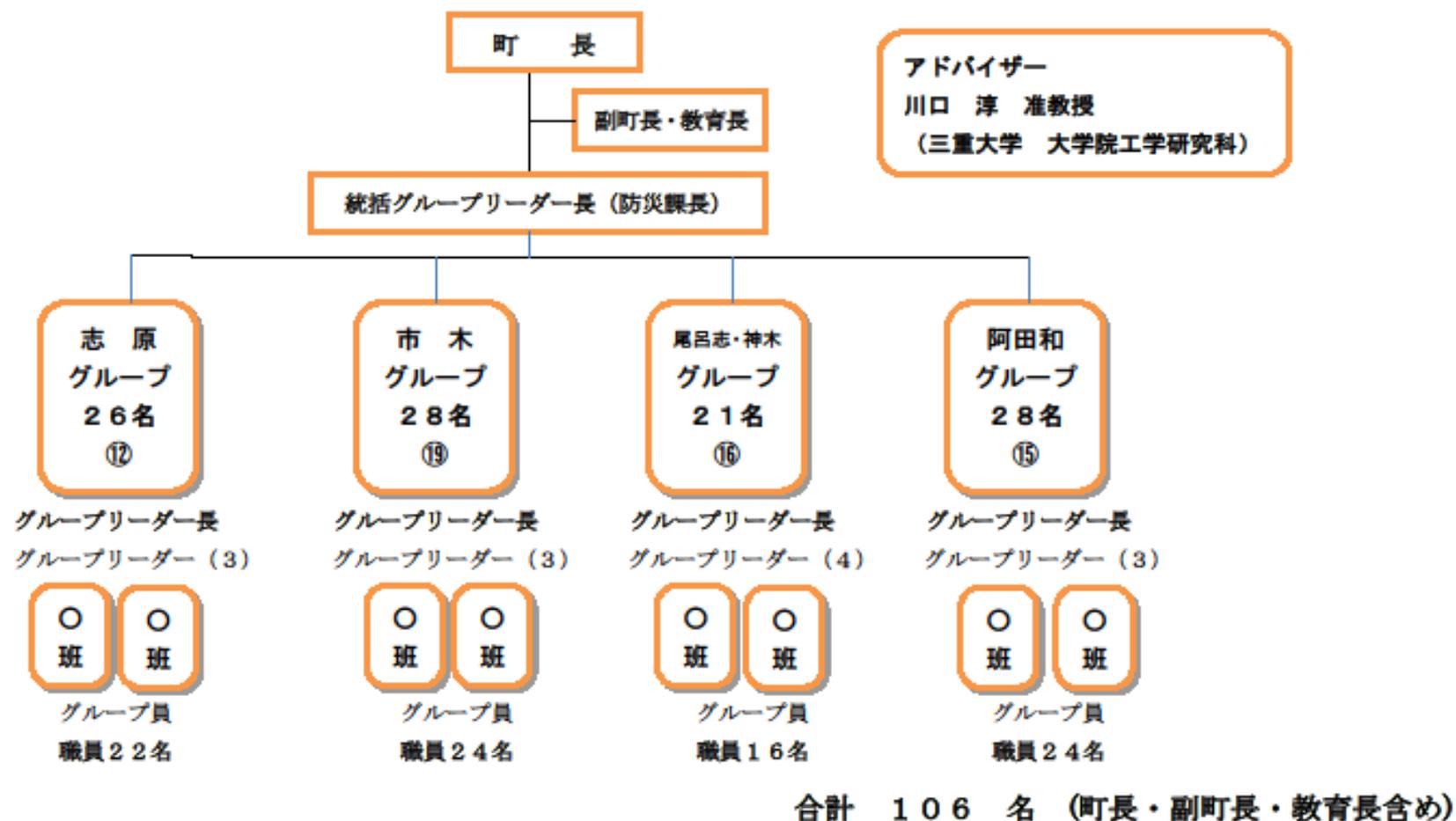


【本町が取り組む防災対策】

御浜町 防災課

自主防災組織の育成・強化

(全庁的プロジェクト)



An aerial photograph of Mount Fuji, a large snow-capped mountain, dominating the background. In the foreground, the Sagami Bay is visible, with a coastal town and surrounding hills. The sky is clear and blue.

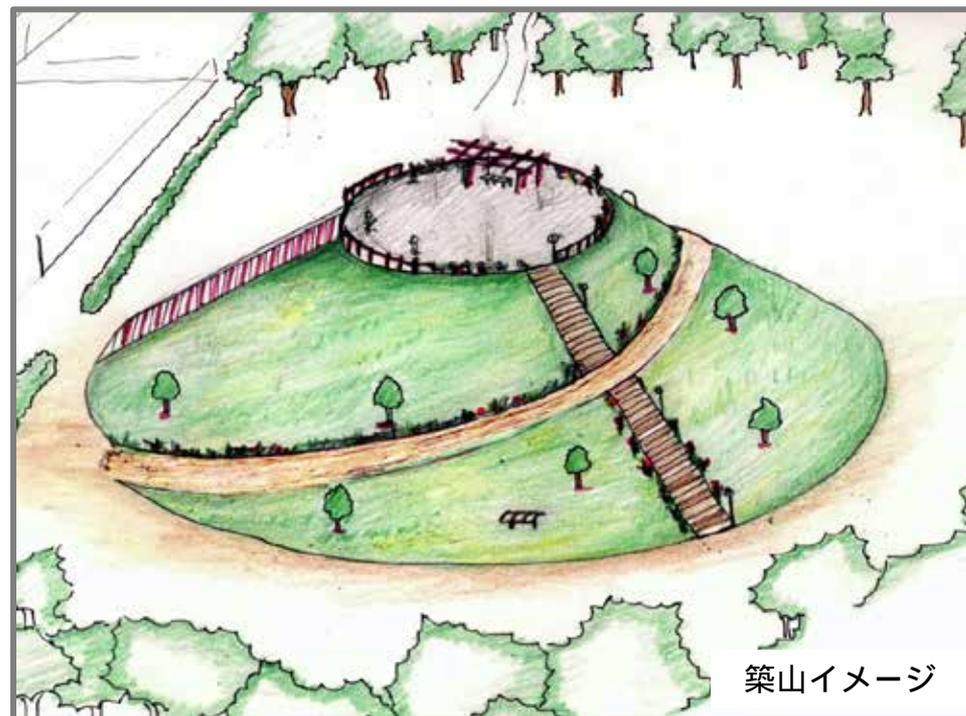
沼津市の地震・津波対策

3-② 避難困難地区の解消に向けて タワーからマウント(築山)へ

緊急避難施設が少ない「避難困難地区」の解消が必要だが、

課題:津波避難タワーは、避難可能人数が少ない割に整備費が高額な上、平時には活用できない。

⇒ 平時にも利用可能で、災害時には緊急避難場所になる「**築山**」を整備



減災に向けての地震・津波対策の課題

「静岡県第4次地震被害想定」の公表を受けて

課題2 減災対策の難しさ

1 津波到達時間が早いという静岡県の地域特性

最短津波到達時間 2～3分

昼間ではなく、冬の深夜などに津波が発生した場合に
どこへ、どのように緊急避難するか

2 緊急津波避難施設が不足する地区への対策

津波の浸水被害が想定されている地区の内、緊急避難施設が不足している地区がある。

⇒人工の高台を整備する必要があるが、平時利用や建設コスト、建設場所などが課題となる

H25.8.9

地震・津波災害に強いまちづくりに関する意見交換会

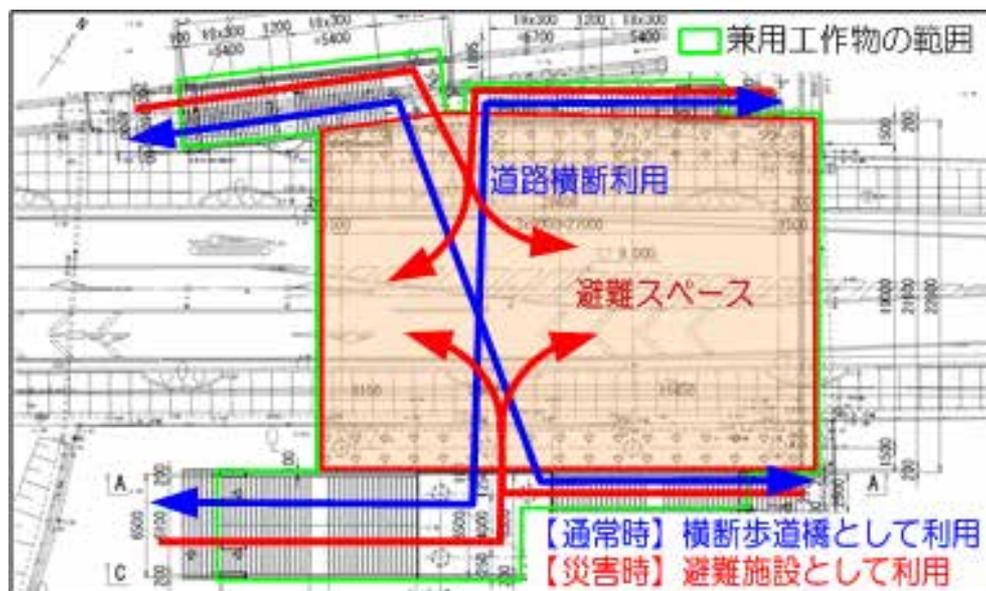
町の津波防災対策

静岡県吉田町

道路上の津波避難タワーの法的位置づけ

■ 町道上には横断歩道橋と津波避難施設の兼用工作物として町が設置します。

- ◆ 横断歩道橋と津波避難施設の兼用工作物とは？
通常時は、横断歩道橋として利用でき、災害時には、津波避難施設として利用する2つの目的を兼ねた施設です。



◆ 兼用工作物の法的根拠

横断歩道橋(道路法)と、津波避難施設(災害対策基本法第40条:地域防災計画)が相互に効用を兼ねる施設として整備します。

(道路法第20条第1項)

An aerial photograph of a coastal city in Yamanashi Prefecture, Japan, with Mount Fuji visible in the distance. The city is densely packed with buildings and features a large harbor area with several piers and a bridge. The background shows a range of mountains and a clear blue sky.

地震・津波災害に強い まちづくり

焼津市

④津波災害を踏まえた 土地利用の規制緩和

- ・東日本大震災以降の人口・企業の流出を防止する
- ・沿岸部の製造業を中心とした企業が移転を希望
- ・海拔10m以上の可住地面積のほとんどが農用地区域であり移転困難

（ 海拔 5m未満 総人口の53%が居住
 海拔10m未満 総人口の86%が居住 ）

- 津波浸水区域外の標高が高い地域に住宅・事業用地を確保したい。
- ・農用地区域(青地)の除外緩和(農振法)
- ・市街化調整区域における都市計画法の弾力的運用



地震・津波対策について

袋井市

(イ) 新規施設整備

津波避難タワー（約160m²）幼稚園と保育園の隣接地へ
「平成の命山」 H24.10月工事着手



「きらりんタワー」
工期：H24.7月～12月
海拔：12m
避難面積：約160m²



「平成の湊命山」
工期：H24.11月～H25.10月末
海拔：10m
避難面積：約1,300m²

(ウ) 命山の整備予定

中新田地区 湊西地区

田原市の防災対策

三重県

伊良湖岬

伊勢湾

太平洋

田原市街地

田原臨海部

三河港

- 【1】 田原市の概要
- 【2】 過去の自然災害
- 【3】 南海トラフ巨大地震による被害想定
- 【4】 大規模地震・津波災害を想定した田原市の取組
- 【5】 新たな課題と今後の展望・方針

観光客・企業従事者対策(帰宅困難者対策)

田原市臨海地区
災害時
徒歩帰宅支援
ルートマップ



徒歩帰宅支援ステーション



徒歩帰宅支援ステーションとは、災害時の徒歩帰宅者に対し、下記のサービスの提供を行う施設です。駅や商業施設、コンビニエンスストア等事業者や自治体関係者などと協定を締結しており、帰宅支援サービスを受けられるようにしています。

駆けつけサービス

災害発生、大規模な地震発生時、徒歩帰宅者に対する緊急対応を行います。

- 避難所
- ガソリンスタンド
- コンビニエンスストア
- 売店・コンビニエンスストア
- 売店・コンビニエンスストア

【帰宅支援ルートマップ】



笠山防災公園の整備 (H25年度～)

臨海企業従事者対策
 1日最大で1万5千人(市外従事者は1万人)
 安全な避難場所の確保
 安全・確実な帰宅支援



観光客
 1日平均1万人(土日はそれ以上)
 迅速・安全な避難場所への誘導(分かりやすいサイン標示の整備)
 避難場所の確保
 短中期滞在を考慮した避難所対策

地震・津波に強いまちづくり ガイドライン

豊橋市の課題・意見について

2013.08.16

地震・津波災害に強いまちづくり
に関する意見交換会資料

地震動対策への課題(1)

本市では、避難所となる公共施設の耐震診断・改修を、いち早く実施。

中央防災会議「耐震強化により被害が緩和」

＜想定が震度7の公共施設の耐震対策＞

・公共施設(特に避難所)の耐震強化の基準。特に避難所となる施設の耐震基準をどこまで上げなければいけないか、指針を示すべきと考える

公共施設でも、体育館のような大断面の施設と、校舎施設の断面の考え方との違いを踏まえた耐震化基準

地震動対策への課題(3)

- ・愛知県の公表によると、本市の被害で全壊・焼失棟数47000棟のうち、揺れによるものが34000棟。火災によるもの13000棟(陸側ケース)
- ・「防災上危険な木造住宅密集市街地の解消に取り組む必要がある」(中央防災会議)

<密集する市街地への対策>

- ・密集する市街地の危険性の解消は長期的な取り組みが必要であり、指定を受けている密集市街地だけでなく、その危険性のある地域に対しても、国による災害に強いまちづくりに向けた支援体制が求められる

地域防災拠点整備の課題

防災拠点施設は、平常時から利用することで災害時に機能する拠点となる

＜機能を果たす地域防災拠点の整備への対策＞

「平常時の機能が災害時に役立つ」という視点が重要である

- ・太陽光発電など自然エネルギーを活用する施設
- ・地下水膜ろ過システムなどを活用したライフラインの確保を図る施設 など

社会基盤整備に該当させ、被災時の中枢機能として整備を促すような制度を位置づけることが必要

西尾市



西尾市防災マスコット
「ぼうさいくん」

地震津波対策の取組 み

その他の取り組み

公共施設の再配置

避難施設としての利用を考えたホールのフラット化

空き部屋を備蓄倉庫として利用

施設のスリム化と防災機能アップの両立

福祉避難所に関する協定

民間福祉団体など47施設を福祉避難所に指定

防災アドバイザー

群馬大学大学院の片田敏孝教授を防災アドバイザーに任命 **実践的な防災施策に反映**

多方面からの取り組みを加速

地震・津波災害に強いま ちづくり に関する意見交換会



町のキャラクター ミーナ

愛知県南知多町

今後の課題

県内最大の被害 = 今までの対策の見直し



町の特徴を踏まえた独自対策

主要課題（3点）

B / C のみに囚われない「命を守る避難路」
としての道路の整備

観光旅行者が安心して来町できる町

災害時の利用を前提とした公共施設の整備
(施設・機能の複合化・強化)

◇宮城県の災害危険区域

出典: 宮城県HP <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/saigaikikenkuiki.html>

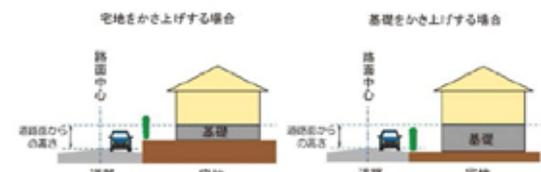
1. 災害危険区域

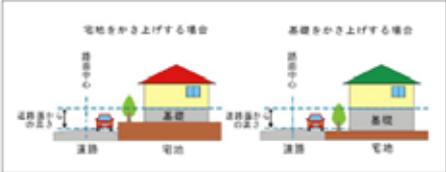
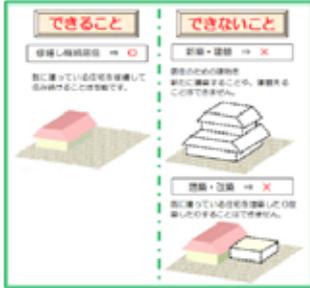
地方公共団体は、条例で津浪、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するとともに、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他の制限で災害防止に必要なものを条例で定めることができるとされている(建築基準法第39条)

2. 災害危険区域条例の施行状況(東日本大震災に係るもの)

県内における災害危険区域条例による建築制限の実施状況は次のとおりです。

市町村名	条例の施行日	災害危険区域	条例の特徴																
山元町	平成23年11月11日	山寺、浅生原、高瀬及び坂元の各一部 ※条例の詳細についてはこちら (平成23年11月11日区域指定)	<p>建築基準法第39条の規定に基づき、津波等の危険の著しい区域を災害危険区域として指定しました。</p> <p>1 制限の対象 住宅、アパート、マンションなどの居住用の建物の新增改築 ※既存住宅の修繕は制限の対象となりません。また、店舗、農機具倉庫、事務所などの居住用でない建物は、建てることができます。</p> <p>2 区域ごとの浸水深 浸水深に応じて「第1種区域」「第2種区域」「第3種区域」の3種類に区分しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>浸水深</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域</td> <td>浸水深が概ね3mを超える地区</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>浸水深が概ね2m～3mの地区</td> </tr> <tr> <td>第3種区域</td> <td>浸水深が概ね1m～2mの地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 区域ごとの制限内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>制限内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域</td> <td>建築禁止</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>基礎の上端の高さ1.5メートル以上(※)とした住宅は建築可</td> </tr> <tr> <td>第3種区域</td> <td>基礎の上端の高さ0.5メートル以上(※)とした住宅は建築可</td> </tr> </tbody> </table>	種別	浸水深	第1種区域	浸水深が概ね3mを超える地区	第2種区域	浸水深が概ね2m～3mの地区	第3種区域	浸水深が概ね1m～2mの地区	種別	制限内容	第1種区域	建築禁止	第2種区域	基礎の上端の高さ1.5メートル以上(※)とした住宅は建築可	第3種区域	基礎の上端の高さ0.5メートル以上(※)とした住宅は建築可
種別	浸水深																		
第1種区域	浸水深が概ね3mを超える地区																		
第2種区域	浸水深が概ね2m～3mの地区																		
第3種区域	浸水深が概ね1m～2mの地区																		
種別	制限内容																		
第1種区域	建築禁止																		
第2種区域	基礎の上端の高さ1.5メートル以上(※)とした住宅は建築可																		
第3種区域	基礎の上端の高さ0.5メートル以上(※)とした住宅は建築可																		
仙台市	昭和49年12月19日(当初) 平成23年12月16日(改正)	宮城野区、若林区の各一部 太白区緑ヶ丘4丁目の一部 泉区松森字陣ヶ原の一部 ※区域・条例の詳細についてはこちら (宮城野区、若林区)(平成23年12月16日区域指定) ※区域の詳細についてはこちら (太白区)(平成24年9月10日区域指定) ※区域・条例の詳細についてはこちら (泉区)(平成25年3月15日区域指定)	<p>○仙台市災害危険区域条例(抜粋)(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第三十九条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害危険区域の指定)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる区域を法第三十九条第一項に規定する災害危険区域に指定する。</p> <p>一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。)第三条第一項の規定により宮城県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>二 前号の急傾斜地崩壊危険区域の周辺その他急傾斜地(急傾斜地法第二条第一項に規定する急傾斜地をいう。以下同じ。)の崩壊による危険の著しい区域で市長が指定するもの</p> <p>三 地すべりによる危険の特に著しい区域で市長が指定するもの</p> <p>四 前号に掲げる区域の周辺その他地すべりによる危険の著しい区域で市長が指定するもの</p> <p>五 津波による危険の特に著しい区域で市長が指定するもの</p> <p>(建築の制限)</p> <p>第四条 第二条第三号及び第五号に掲げる区域においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。</p> <p>2 第二条第三号に掲げる区域において住居の用に供する建築物以外の建築物を建築する場合及び同条第四号に掲げる区域において建築物を建築する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 建築物の地階を除く階数が二以下であること</p> <p>二 建築物の基礎が一体の鉄筋コンクリート造であること</p> <p>三 前二号に定めるもののほか、建築物の基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合には、当該基礎ぐいの先端)が良好な地盤に達していること</p>																



<p>東松島市</p>	<p>平成24年3月15日</p>	<p>大曲浜地区、浜須賀地区、立沼地区、牛網地区、浜市地区、野森地区、中下地区、宮戸地区の各一部</p> <p>※区域・条例の詳細についてはこちら (平成24年6月1日区域指定)</p>	<p>本市においては、東日本大震災により多大な被害を被った経験から、多重防衛施設として海岸堤防、防災緑地、かさ上げ道路や河川堤防の整備を行ってもなお一定の浸水が予測される区域について、建築基準法第39条に基づく津波防災区域の指定を行うことにいたしました。津波防災区域に指定にあたりましては、津波防災区域の種別ごとに次の建築制限が行われます。</p> <p>(津波防災区域の種別)</p> <p>第1種区域 住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が規制されます。</p> <p>第2種区域 住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が規制されますが、これらの建物であっても主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、階数が2以上、地階を有さないなどの条件を満たした建築物は建築できます。</p> <p>第3種区域 住居などの居住用建築物、医療施設や児童福祉施設などの建築物を建築する場合、宅地の接する道路の高さから1階の居住室の床面の高さを1.5m以上とすること、住宅の基礎を鉄筋コンクリート造とすることなど、一定の基準を満たしていただく必要があります。</p>  <p>(規制の範囲) 津波防災区域が施行された後であっても、住居などの居住用建築物、医療施設や児童福祉施設などの建築物で、現在において存在する建物及びその建物を修繕する場合は、規制は適用されません。あくまでも、津波防災区域において建築物を新築又は建替える場合に規制が適用されます</p>
<p>亙理町</p>	<p>平成24年6月18日</p>	<p>荒浜地区、吉田地区の各一部</p> <p>※条例の詳細についてはこちら (平成24年6月18日区域指定)</p>	<p>町では、自然災害(東日本大震災)による危険の著しい区域を、建築基準法第39条の規定に基づき、災害危険区域として条例で指定しました。なお、区域内では以下の建築物の建築が制限されます。</p> <p>(1) 住宅、アパート、マンションなどの居住の用に供する建築物の新増改築が出来ません。 ※既存建物の修繕は制限の対象となりません。</p> <p>(2) 住居の用に供さない建物(作業小屋、倉庫、事務所、店舗等)は、建築することが出来ます。 ただし、次の建築物は、災害に対し安全な構造としなければなりません。 ・ホテル、旅館等の宿泊施設 ・医療施設、社会福祉施設等の建築物 ・多人数を収容する公共建築物など</p> 
<p>気仙沼市</p>	<p>平成24年6月29日</p>	<p>気仙沼地区、鹿折地区、松岩地区、階上地区、大島地区、面瀬地区、中井地区、唐桑地区、小原木地区、小泉地区、津谷地区、大谷地区の各一部</p> <p>※区域・条例の詳細についてはこちら (平成24年7月9日区域指定)</p>	<p>気仙沼市条例第31号 気仙沼市災害危険区域に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。 (災害危険区域の指定)</p> <p>第2条 市長は、津波による危険の著しい区域を法第39条第1項に規定する災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)に指定する。 2 市長は、災害危険区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。 3 災害危険区域の指定は、前項の告示によりその効力を生ずる。 4 前2項の規定は、災害危険区域の変更について準用する。 (建築の制限)</p> <p>第3条 災害危険区域内においては、次に掲げる用途の建築物を建築してはならない。ただし、市長が災害防止上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿及び寮 (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条第1項に規定する児童福祉施設等 (3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の営業に供する施設</p>

			<p>(4) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院及び同条第2項の診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの</p> <p>(5) 宿泊設備を有する研修施設 (建築物の認定)</p> <p>第4条 災害危険区域内において前条本文の建築物を建築しようとする者は、法第6条第1項の申請書を提出する前に、市長に申請し、当該建築物が前条ただし書の規定による建築物である旨の認定を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の認定について、必要な調査をすることができる。 (委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
南三陸町	<p>昭和39年10月17日 (当初)</p> <p>平成24年4月1日(改正)</p> <p>平成24年7月1日(改正)</p> <p>平成24年8月1日(改正)</p> <p>平成24年9月1日(改正)</p> <p>平成24年10月1日(改正)</p>	<p>取津地区の一部、志津川地区の一部、戸倉地区の一部</p> <p>※区域・条例の詳細についてはこちら (平成24年10月1日区域追加)</p>	<p>町では、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定に基づき、津波等による危険の著しい区域を災害危険区域に指定するとともに、当該区域内における建築物の建築を禁止しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住の用に供する建築物(工事を施工するためその工事期間中必要となる仮設建築物を除く。) ・ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条第1項に規定する児童福祉施設等 ・ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の営業に供する施設 ・ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。) ・ 宿泊設備を有する研修施設 <p>※1 既存住宅の修繕は、可能です。 ※2 事務所、店舗、倉庫、作業場は、建築することができます。</p>
七ヶ浜町	平成24年9月20日	<p>浜浜地区、松ヶ浜地区、葛蒲田浜地区、花測浜地区、吉田浜地区、東宮浜地区、遼山地区、汐見台南地区の各一部</p> <p>※区域・条例の詳細についてはこちら (平成24年9月20日区域指定)</p>	<p>本町では、東日本大震災により甚大な被害を受けた区域において、新たな災害から町民の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定に基づき災害危険区域として条例で指定しました。</p> <p>建築制限について(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居の用に供する建築物(専用住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋など)の新増改築ができません。ただし、既に建っている住宅を修繕して住み続けることは可能です。 ・ 住居の用に供さない建物(作業小屋、倉庫、事務所、店舗など)は、建築制限を受けません。ただし、用途地域の種類によっては、事務所などの建築について制限を受ける場合があります。 ・ ホテル、旅館その他宿泊のための施設、病院及び診療所、児童福祉施設などは、津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針の規定に適合することを証明することにより、建築が可能となります。
名取市	平成24年9月25日	<p>下増田地区の一部、杉ヶ袋地区の一部</p> <p>※区域・条例の詳細についてはこちら (平成24年9月25日区域指定)</p> <p>※区域・条例の詳細についてはこちら (平成25年6月25日区域追加)</p>	<p>名取市平成23年東日本大震災に伴う災害危険区域の指定に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、平成23年東日本大震災に伴う災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。 (災害危険区域の指定)</p> <p>第2条 下増田字広浦、岡字北原東、岡字台林、岡字屋敷及び杉ヶ袋字金洗を法第39条第1項に規定する災害危険区域に指定する。 (建築の制限)</p> <p>第3条 前条の規定により指定した災害危険区域においては、住居の用に供する建築物(以下「建築物」という。)を建築してはならない。ただし、「津波に對し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」(平成23年11月17日付け国住指第2570号各都道府県知事あて国土交通省住宅局長通知)別添東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針に適合し、かつ、市長が必要と認めた建築物については、この限りでない。 (既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第4条 前条の規定は、この条例の施行の際現に存する建築物を増築する場合において、増築後における床面積がこの条例の施行の際における床面積の1.2倍を超えないときは、適用しない。 (委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
石巻市	平成23年12月26日	<p>※区域・条例の詳細についてはこちら (平成24年12月1日区域指定)</p>	<p>○東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例 平成23年12月26日条例第41号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。以下同じ。)により甚大な被害を受けた区域において、新たな災害から市民の安全を確保するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。 (災害危険区域の指定)</p> <p>第2条 災害危険区域として指定する区域は、東日本大震災により住居等が全壊又は流失した区域及びその周辺区域のうち、市長が指定する区域とする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により災害危険区域を指定するときは、その区域を告示するものとする。</p> <p>3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>

			<p>(建築物の建築の制限)</p> <p>第3条 前条の規定により指定した災害危険区域内においては、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿その他の居住室(住居の用に供する部分をいう。)を有する建築物、ホテル、旅館、病院、病床を有する診療所及び児童福祉施設等(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条第1項に規定する児童福祉施設等を含む。)を建築してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
女川町	平成24年9月18日	※区域・条例の詳細についてはこちら (平成24年12月10日区域指定)	<p>女川町災害危険区域に関する条例 平成24年9月18日 女川町条例第49号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、津波等の災害から住民の安全を確保するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定による災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)の指定及び同条第2項の規定による建築物の建築の禁止又は制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害危険区域の指定)</p> <p>第2条 町長は、津波による浸水等が予測され、危険の著しい区域を災害危険区域として指定するものとする。</p> <p>2 町長は、災害危険区域を指定したときは、その旨を告示し、その区域を指定した図書を一般の縦覧に供するものとする。</p> <p>3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>4 前2項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。</p> <p>(建築の禁止又は制限)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により指定した災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、津波災害に対し安全な構造として規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 前条第1項の規定により指定した災害危険区域内において、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条第1項に規定する児童福祉施設等を建築するときは、津波災害に対し安全な構造として規則で定めるものにならなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
岩沼市	平成24年12月17日	<p>下野郷地区、押分地区、早股地区、寺島地区、空港南五丁目の各一部</p> <p>※区域・条例の詳細についてはこちら (平成24年12月17日区域指定)</p>	<p>○災害危険区域の指定について 災害危険区域の指定及び建築制限内容</p> <p>① 災害危険区域の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第39条を根拠とする。 ・ 多重防御施設整備を実施しても、今次津波と同様の津波が発生した際に、津波浸水被害が発生すると想定される区域を災害危険区域として指定する。 ※別紙災害危険区域図を参照 <p>○市道嵩上道路(2線境)・貞山掘より東側の区域(第1種区域)</p> <p>設定理由…津波浸水深が2.0mを超える区域であり、著しく危険な区域</p> <p>○多重防御施設をおこなっても越水により浸水する区域で、かつ、現在及び将来において都市的利用の促進を検討している区域(五間掘川以北)(第2種区域)</p> <p>設定理由…浸水深が概ね1.0m程度と低いが、今次津波において全壊等の被害を受けた区域であり、市街化区域内及び将来における岩沼市の都市的利用の促進を検討していく区域であるため、防災上の観点から一定の制限を設ける。</p> <p>② 建築制限の内容について</p> <p>○制限を受ける建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居の用に供する建築物:住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿など居住室(住居の為に使用する居室)を有する建築物 <p>○建築制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種区域 住居の用に供する建築物の建築禁止とする。 ・ 第2種区域 住居の用に供する建築物の建築禁止とする。ただし、防災上支障がないと市長が認めるときは、建築可能とする。 <p>※第2種区域内の防災上支障がないと市長が認めるときとは、次のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要構造部(屋根及び階段を除く)を鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とし、地階に居住室を有さないこと。 ・ 基礎を鉄筋コンクリート構造とし、1階居住室の床面高さを1.0m以上とする。 <p>設定理由…今次津波において鉄筋コンクリート造及び鉄骨造については倒壊等の被害が少ないこと、水深より、居住室床面を高くすることで、木造建物でも津波の被害を押さえられること。</p> <p>③ 災害危険区域内に現存する建築物の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害危険区域を指定した際に、現存する建築物及び修繕等を行っている建築物については、適用を除外する。ただし、第1種区域については、区域指定後は建替えや増築は行えない。
塩竈市	平成24年12月19日	<p>寒風沢地区の一部、桂島地区の一部</p> <p>※区域・条例の詳細についてはこちら (平成25年3月1日区域指定)</p>	<p>○災害危険区域とは</p> <p>数十年から百数十年におけるとされる比較的頻度の高い津波から、住宅等を確実に守るため、防潮堤等の防災施設を整備しますが、発生頻度は低いものの、東日本大震災と同程度の最大クラスの津波が発生した場合には、防潮堤等を乗り越え、浸水する区域が発生すると予想されます。これらの区域について、建築基準法第39条(注)の規定に基づき「災害危険区域」として指定し、浸水した場合でも住民の生命を確実に守り、地域全体が壊滅的な被害を受けないことを目指し、条例で住宅の建築を制限するものです。</p>

			<p>(注)建築基準法 第39条:地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。 同条2項:災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の規定で定める。</p> <p>○塩竈市災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例 平成24年12月19日 塩竈市条例第37号</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。</p> <p>(災害危険区域の指定) 第3条 法第39条第1項に規定する災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。)により甚大な被害を受けた区域のうち、津波による危険の著しい区域として市長が指定するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により災害危険区域を指定するときは、その区域を告示するものとする。 3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。 4 前2項の規定は、災害危険区域の指定の変更及び解除について準用する。</p> <p>(建築の制限) 第4条 災害危険区域内には、住宅、共同住宅、寄宿舍その他の住居の用に供する建築物を建築してはならない。 (建築物が災害危険区域の内外にわたる場合の措置) 第5条 建築物が災害危険区域の内外にわたる場合は、当該建築物の全部について前条の規定を適用する。</p> <p>(委任) 第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
--	--	--	--

◇東日本大震災復興特別法による農地転用許可みなしの事例

復興整備協議会の活用による農林水産大臣の同意の状況

平成25年4月12日現在

市町村名	協議案件	事業面積	農地面積
岩手県 岩泉町	・都市防災総合推進事業(1地区) ・漁業集落防災機能強化事業(1地区) 計2地区	事業面積 (4.2ha)	農地転用 (3.7ha)
岩手県 釜石市	・集団移転促進事業(11地区) ・漁業集落防災機能強化事業(4地区) 計15地区	事業面積 (32.4ha)	農地転用 (12.5ha)
岩手県 陸前高田市	・土地区画整理事業(2地区) ・集団移転促進事業(5地区) 計7地区	事業面積 (85.8ha)	農地転用 (13.9ha)
宮城県 気仙沼市	・土地区画整理事業(2地区) ・集団移転促進事業(39地区) ・災害公営住宅整備事業(7地区) ・津波復興拠点整備事業(1地区) 計49地区	事業面積 (149.8ha)	農地転用 (48.5ha)
宮城県 南三陸町	・土地区画整理事業(1地区) ・集団移転促進事業(22地区) ・津波復興拠点整備事業(2地区) ・災害公営住宅整備事業(4地区) 計29地区	事業面積 (131.9ha)	農地転用 (24.6ha)
宮城県 石巻市	・土地区画整理事業(5地区) ・集団移転促進事業(29地区) ・石巻泊浜太陽光発電事業(1地区) 計35地区	事業面積 (201.6ha)	農地転用 (136.1ha)
宮城県 東松島市	・土地区画整理事業(2地区) ・集団防災移転促進事業(7地区) ・災害公営住宅整備事業(6地区) 計15地区	事業面積 (133.1ha)	農地転用 (33.9ha)
宮城県 七ヶ浜町	・集団移転促進事業(3地区) ・災害公営住宅整備事業(4地区) ・地区避難所整備事業(2地区) 計9地区	事業面積 (9.1ha)	農地転用 (6.2ha)
宮城県 仙台市	・集団移転促進事業(6地区) 計6地区	事業面積 (23.1ha)	農地転用 (23.1ha)
宮城県 名取市	・土地区画整理事業(1地区) ・集団移転促進事業(1地区) ・災害公営住宅整備事業(1地区)	事業面積 (25.0ha)	農地転用 (21.0ha)

市町村名	協議案件	事業面積	農地面積
宮城県 岩沼市	・集団移転促進事業(1地区) ・災害公営住宅整備事業(1地区) ・太陽光発電事業(1地区) 計3地区	事業面積 (63.6ha)	農地転用 (53.0ha)
宮城県 亶理町	・集団移転促進事業(5地区) ・災害公営住宅整備事業(9地区) ・いちご選果場(1地区) 計15地区	事業面積 (19.3ha)	農地転用 (18.2ha)
宮城県 山元町	・津波復興拠点整備事業(2地区) ・集団移転促進事業(1地区) ・災害公営住宅整備事業(3地区) 計6地区	事業面積 (46.2ha)	農地転用 (40.6ha)
福島県 新地町	・集団移転促進事業(7地区) ・公営住宅整備事業(5地区) 計12地区	事業面積 (17.5ha)	農地転用 (6.6ha)
福島県 相馬市	・集団移転促進事業(6地区) ・災害公営住宅整備事業(5地区) 計11地区	事業面積 (30.8ha)	農地転用 (16.8ha)
福島県 南相馬市	・集団移転促進事業(32地区) ・災害公営住宅整備事業(2地区) ・植物工場整備及び太陽光発電等用地造成事業(1地区) ・太陽光発電施設用地造成事業(3地区) ・工業団地用地造成事業(1地区) 計39地区	事業面積 (272.6ha)	農地転用 (202.0ha)
福島県 いわき市	・土地区画整理事業(3地区) ・集団移転促進事業(2地区) ・災害公営住宅整備事業(5地区) 計10地区	事業面積 (119.0ha)	農地転用 (21.7ha)
福島県 広野町	・広野駅東側開発整備事業(1地区) 計1地区	事業面積 (7.7ha)	農地面積 (6.4ha)
計	・267地区	1,372.7ha	688.8ha

復興整備計画による「農地転用許可みなし」の状況

市町村名	復興整備事業 (様式9提出地区数 ※)	転用許可みなし(地区ベース)	転用許可みなし(面積ベース)	市町村名	復興整備事業 (様式9提出地区数 ※)	転用許可みなし(地区ベース)	転用許可みなし(面積ベース)
岩手県 岩泉町	・都市防災総合推進事業(0/1 地区) ・漁業集落防災機能強化事業(0/1 地区)	0地区 ／2地区	－ ha ／3.7 ha	宮城県 岩沼市	・集団移転促進事業(1/1 地区) ・災害公営住宅整備事業(1/1 地区) ・太陽光発電事業(1/1 地区)	(3)地区 ／3地区	52.9 ha ／53.0 ha
岩手県 釜石市	・集団移転促進事業(1/11 地区) ・漁業集落防災機能強化事業(1/4 地区)	2地区 ／15地区	0.02 ha ／12.5ha	宮城県 亶理町	・集団移転促進事業(5/5地区) ・災害公営住宅整備事業(9/9 地区) ・いちご選果場(1/1 地区)	13地区 ／15地区	15.0 ha ／18.2 ha
岩手県陸 前高田市	・土地区画整理事業(0/2 地区) ・集団移転促進事業(3/5 地区)	(3)地区 ／7地区	0.6ha ／13.9 ha	宮城県 山元町	・津波復興極点整備事業(0/2 地区) ・集団移転促進事業(0/1 地区) ・災害公営住宅整備事業(1/3 地区)	1地区 ／6地区	2.2 ha ／40.6 ha
宮城県 気仙沼市	・土地区画整理事業(0/2 地区) ・集団移転促進事業(0/39 地区) ・災害公営住宅整備事業(0/7 地区) ・津波復興極点整備事業(0/1 地区)	0地区 ／49地区	－ ha ／48.5 ha	福島県 新地町	・集団移転促進事業(7/7 地区) ・災害公営住宅整備事業(5/5 地区)	12地区 ／12地区	6.6 ha ／6.6 ha
宮城県 南三陸町	・土地区画整理事業(0/1 地区) ・集団移転促進事業(2/22 地区) ・津波復興拠点整備事業(0/2 地区) ・災害公営住宅整備事業(2/4 地区)	4地区 ／29地区	1.7 ha ／24.6 ha	福島県 相馬市	・集団移転促進事業(6/6 地区) ・災害公営住宅整備事業(5/5 地区)	(11)地区 ／11地区	13.0 ha ／16.8 ha
宮城県 石巻市	・土地区画整理事業(5/5 地区) ・集団移転促進事業(6/29 地区) ・石巻泊浜太陽光発電事業(1/1地区)	12地区 ／35地区	128.6 ha ／136.1 ha	福島県 南相馬市	・集団移転促進事業(12/32 地区) ・災害公営住宅整備事業(2/2 地区) ・植物工場整備及び太陽光発電等用地造成事業(1/1 地区) ・太陽光発電施設等用地造成事業(0/3 地区) ・工業団地造成事業(0/1地区)	15地区 ／39地区	13.4 ha ／202.0 ha
宮城県 東松島市	・土地区画整理事業(2/2 地区) ・集団移転促進事業(7/7 地区) ・災害公営住宅整備事業(6/6地区)	15地区 ／15地区	33.9 ha ／33.9 ha	福島県 いわき市	・土地区画整理事業(1/3 地区) ・集団移転促進事業(2/2 地区) ・災害公営住宅整備事業(4/5 地区)	(7)地区 ／10地区	9.7ha ／21.7 ha
宮城県 七ヶ浜町	・集団移転促進事業(3/3 地区) ・災害公営住宅整備事業(4/4 地区) ・地区避難所整備事業(2/2地区)	9地区 ／9地区	6.2ha ／6.2 ha	福島県 広野町	・広野駅東側開発整備事業(0/1地区)	0地区 ／1地区	－ ha ／6.4 ha
宮城県 仙台市	・集団移転促進事業(6/6 地区)	6地区 ／6地区	23.1 ha ／23.1 ha	計		113地区 ／267地区	306.2ha ／688.8ha
宮城県 名取市	・土地区画整理事業(0/1 地区) ・集団移転促進事業(0/1 地区) ・災害公営住宅整備事業(0/1 地区)	0地区 ／3地区	－ ha ／21.0 ha				

※農地転用許可みなしについて

市町村は、土地利用方針の農林水産大臣の同意を得た復興整備計画について、権利の設定および不動産登記の関係から必要となる書類(様式9)を公表日の前日まで農水大臣宛てに提出。(大臣は)これを確認し計画の公表をもって「農地転用許可みなし」となります。